

わが国における風景づくりの実践の歴史的展開に関する研究

保勝会の活動とその理念に着目して

A Study on the History of the Practice of Scenic Preservation and Creation in Japan

Focusing on the activities and the ideas of "Hosho-Kai"

26141 土井祥子

This study aims to reveal the history of the activities and the ideas of the "Hosho-Kai" organizations since the latter Meiji era by tracing of the change and the expansion of the people's perception of sceneries of their own. In Japan of the prewar period, the arguments over city's scenic beauty were heated. In the background there was the movement of preserving local beautiful sceneries of the grass roots by the citizen. Although it did not become fruitful for the modern urban planning systems directly, we can find it very significant for contemporary community development. "Hosho-Kai", a organization for preserving beautiful sceneries, was the pioneer of such a movement that was established in every part of this country. It had a new idea of preservation containing both "preservation" and "development" and it resulted in application to the scenic district system. Thus it suggests that the ideas of "Hosho-Kai", the pioneer of community development in Government-and-people cooperation.

0. はじめに

0.1 研究の背景

今日の我が国においては、経済合理性を追求する声はあまりに大きく、その下で乱発される都市開発や地域整備によって、喪失され、混乱し、画一化する風景は後を絶たない。そこでいとなまれる生活の総体としての生活風景を、市民自身がどう把握して、何が守るべきもので、何を改善し創造していくべきなのかを明らかにすることが求められている。風景づくりとは、いかなる地域や都市をめざすのか、という目標を見出し、共有する運動であるともいえる。そして、都市計画に携わる専門家や自治体には、地域が見出し作り出した価値を掬い取るような発言や政策が求められる。地域固有の風景の「美しさ」をまもり、育てる実践の積み重ねこそ、まちづくりの大きな糧となるはずである。

昭和前期のわが国では、都市の風致や美観をめぐる、さまざまな議論が活発に展開されたが、都市の「美しさ」がその基本理念として位置づけられることはなかった。しかし、直接的には制度の確立にまでは至らなかった議論の背景には、草の根の市民運動や、風景をめぐる大きな世論の動きがあったことは、看過することができない。その中に、明治中期から昭和初期をピークに全国的な設立をみた、主に史蹟を保存する団体として生まれた保勝会(「名勝」を「保存」する団体)があった。これら保勝会の中には、今日もお活動を続けているもの、さらに戦後新たに生まれたものも、少なからず存在する。保勝会はわが国における地域の民間まちづくりの先駆的存在であったと同時に、当時を端緒とする自然的・歴史的環境や文化的な風景の保全・育成に関する「保勝」理念が、時代を越えて今日的意義をも豊かに含むものであった。

0.2 研究の目的

本論文では、風景づくりの先駆者ともいえる保勝会に着目した風景づくり運動の展開を戦前期を中心に追うことによって、まもるべき

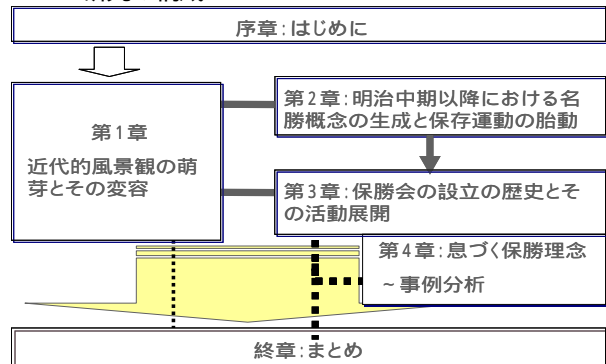
風景という概念、つまり風景観がいかに生成し、時代と共に変化してきたのか、また郷土風景をまもり育ててきた市民による風景づくりの実践の蓄積が、いかに地域に根付き、まちづくりの布石となっていたかを明らかにし、今後の風景づくりの実践の担い手としての市民はいかにあるべきかについて、示唆を得ることを目的とする。

0.3 既往研究と本研究の位置づけ

中島による風致協会に関する一連の研究¹⁾では、昭和初期における風致地区指定、運用の際に不可欠とされた保勝会が有していた「保勝理念」について、きわめて示唆的な言及がなされているが、当時の保勝会の活動実態、およびその前後の時期における保勝会の活動の展開については詳細に分析はなされていない。また、明治期の一定の地域に限った研究は存在する²⁾が、その他の都市、またそれ以後の時期に保勝会がどのような活動をしていたかについては、やはり明らかにはなっていない。

本研究は、戦前期からの民間における先駆的まちづくり活動の展開を保勝会という切り口によって追い、時代の変化を経ながら、「風景」がどのように捉えられ、まもり育てられてきたのか、ということ を明らかにすることに独自性をおく。

0.4 研究の構成



1. 近代的風景観の萌芽とその変容

1.1 近代的風景観の萌芽

わが国における近世までの風景観は、きわめて観念的性質の強いもの、いわゆる「意味の風景」であった。それは、対象そのものではない背後の意味を看取り、本来眼に見えないものを想定しているという意味において、風景とは隠喩であった。しかし、近代に入ると、欧米人による日本の風景の発見や記述、汽船や汽車という新しい交通、新聞や写真という新しいメディアなどの諸要因が風景観を大きく変化させ始めた。とりわけ1890年代以降拡大していった全国的な鉄道網の整備による影響は甚大であった。実際、1930年には「鉄道は吾邦の名勝に革命を与へた」という言説も見られる。

また、日清日露戦争をへて帝国主義とナショナリズムが高揚していったこの時期は、当時の風景観の形成を考える上で、思想的背景が及ぼした影響も見逃すことはできない。とりわけ日本の風景に自然的分析を施し、その独自性を説いた志賀重昂の『日本風景論』は、高まる国粹主義と愛国心と相俟って明治期の大ベストセラーとなり、戦前期に至るまでわが国の風景論に影響を与え続けた。

1.2 昭和初期の風景をめぐる世論の動き

(1) 日本新八景の選定運動

当時の風景への関心の高さを端的に示すのが、昭和2年の「日本新八景」の選定である。この催しは、東京日日新聞社、大阪毎日新聞社が主催した「風景の決算を試みようとする催し」であったが、鉄道省が後援を務め、審査会に文部大臣水野錬太郎、通信大臣望月圭介が審査会に列席するなど国家による世論形成への期待も大きかった¹⁾。好まれる風景、風景観は時代によって変わるのだと明言している点が注目される。

投票運動は全国的に熱狂を呼び、組織化が各地でおこった。当時の新聞が「偉大な団結の力」「郷土愛の発露」という言葉で報道した。各地でのこのような運動の末、約1ヶ月の投票の結果、総得票数は9,320票万にも上った。当時の国民人口が約6,000万人であったことを考えると、異常なまでの熱狂ぶりがかがえる。



選定の決定を報道する新聞記事
1927年7月6日付(東京日日新聞)

投票結果には十分な民意が反映されたとはいえなかったが、この投票によって新しい風景観が確かに生まれつつあった。白幡洋三郎²⁾は、「投票期間およびその後、新聞につぎつぎに出された風景の解釈、風景観をつづった記事」を通じて民衆の中でも風景観は変わりつつあった」と述べている。

(2) 国立公園運動の全国的展開

我が国の国立公園運動は、明治44(1911)年の国会に「日光を帝国公園となす請願」が提出されたことに始まり、以来毎議会毎に請願陳情が重ねられた。1920年には内務省衛生局の保健衛生調査費による内務省地理課の史蹟名勝天然紀念物調査費による名勝

地調査が、翌1921年には、内務省大臣官房地理課による国立公園の調査が開始された。以後、調査が新聞に報道され、国立公園開設の請願・建議のラッシュが始まるのである³⁾。昭和5年頃には数約百件に達したので、この熱烈的な民意が国策として採用され、内務省に国立公園調査会が設置される。そして、昭和6年、国立公園法が制定された。石上甲子郎⁴⁾は、国立公園法について、「当時我が国に類例の少ない文化法」であって、しかも「国民の輿論の結晶として生まれた点は注目すべき」ことであると述べている。

このような風景の保存と利用、顕彰をめぐる世論や専門家による議論の盛り上がりの渦中で、各地で運動を展開していったのが、まさに保勝会であった⁵⁾。

1.3 柳田國男の風景論

この時期の庶民の風景観を考えると、民俗学者柳田國男の言説を見逃すことはできない。一般の人の中で目覚めようとしていた風景観は、国家や専門家たちが普及させようとしていた風景観とは、必ずしも相容れるものではなく、彼らが考えていたより、多様化していてもいた。昭和初期、生活者の感覚で風景を捉え、そうした「教養ある」人たちが押し付けようとした風景観に対する批評を展開した柳田國男の言説からは、多くの示唆を得ることができる。

柳田は、風景の変化そのものを否定するのではなく、問題は、風景を「人間の力で統御することが、出来ないものの如く諦めて居る者」が多いこととした。そして、「何が新たに生れた美しさで、何が失われた大切のものであるかを、ほんの僅な人だけに考へて貰おうとしている風景への「無関心」を批判した。また、「風景を生活からみという論理」、すなわち「人間たちの生活の実践」として、風景を読みとく論理をも示し、「地方的・生業的な多様性」を重視した。これは、今日における「文化的景観」に通じる風景観であるといえる。

彼が展開した風景論には、いずれも現代に通じる視座をみとることができる。しかしながら、当時の行政にそうした視座を受け止める姿勢は残念ながら見受けられないのである。

2. 明治中期以降における名勝概念の生成と保存運動の胎動

2.1 近代日本における文化財概念の生成

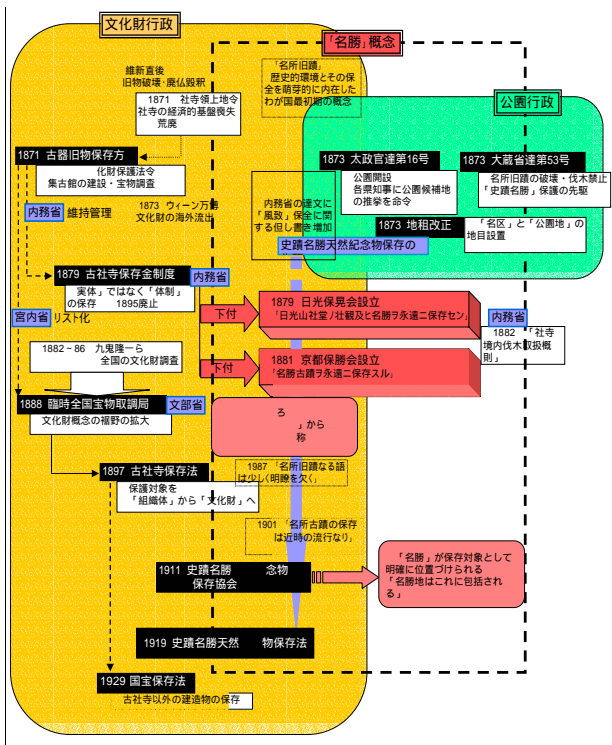
明治維新直後における旧物破壊の風潮の高まりは、逆に古社寺の保存へと変わっていく。本邦初の文化財保護法令である「古器旧物保存方」(太政官布告第251号)、臨時全国宝物取調局の設置へとその展開をみせる。さらに1879年、内務大蔵両省より、古社寺保存のための伺が太政官に提出されたが、この時点では、「極言すると保存すべきは「体制」であり「実体」ではなかった⁶⁾。1897年に私立した古社寺保存法によって保護対象は「組織体」としての古社寺から社寺所有のいわゆる「文化財」へと転換されたものの、やはり古社寺という枠組みを逸脱するものではなかった。

このように、社寺境内地の保全から、社寺の財産としてではなく、社寺の「風致」を維持するための施策がとられるようになる。ここに、保護すべき対象としての「風致」や「旧蹟」の概念が生成していったのである。

2.2 用語「名勝」の普及と「名勝地」の保存

「名勝」という用語は、「名所旧跡」という、その意味する具体的な事物はきわめて漠然とした用語の類語として明治前期からあらわれる。それは、はじめから「保存すべきもの」としての意味を内在させた用語として用いられた。

名勝地は公園行政の中で風致を保存されるべき土地として指定され、国家による史蹟調査事業と学界や民間の保存運動の高まりのなかで、明治10年代半ばには、従来の「名区」や「勝区」から、「名勝地」という表現が主体となっていった。最初期の保勝会の設立時期は、まさに「名勝」概念が普及していく時期と重なったものである。また、この時期は、ちょうど内務省によって社寺における「風致」維持の考え方が形成された時期でもあった。この「名勝」概念は、1911年に設立をむかえた史蹟名勝天然紀念物保存協会によって、機関誌『史蹟名勝天然紀念物』が発行された時点において、「まもるべきもの」としての位置づけを明確なものとするに至った。



明治初期以降の「名勝」に関する一連の動き

2.3 保存運動の胎動と保勝会の誕生

(1) 日光保勝会(1879)

明治12(1879)年11月11日、日光で設立された保勝会について、永嶋正信⁴⁾は、「恐らく地元で力を合わせて建造物や自然景観を保護しようとする組織では、日本では初めてのものであったと思われる」と述べている。江戸時代は幕府による手厚い加護により、二十年ごとに殿堂の修理を行っていたが、明治維新後は資金不足のため経営維持が困難になり、その類廃が顕著であった。それを慨歎した地元の有志者が、日光町や栃木県下の同士を糾合して、組織されたのが、保勝会であった。

内務省の公許を得た保勝会に対し、政府もその運動を支援し、さらに古社寺保存金を保勝会に寄付、1899年以降は財団化した同会

に、内務省が毎年2万円の補助金出している。明治44年の保勝会による国立公園設置の請願はまた、以後大きな盛り上がりを見せていく国立公園運動の先駆けでもあった。

(2) 京都保勝会(1881)

日光における保勝会の設立とほぼ同時期である1881年、京都において「保勝会」という団体が設立された。岩倉具視の発意により、「五畿及江丹二国ノ名勝古蹟ヲ永遠ニ保存スルヲ以テ目的」とした。「委員ヲ設ケ、各地ノ有力ナル人々其任ニ当リ専ラ會員募集ニ努メ」、一時は本部以外に大阪部、東京部、神戸支局という三つの支部をもち、「其組織整然タリ」と述べられている。これらは、以後各地に発足していく保勝会の先駆けであった。

3. 保勝会の設立の系譜とその活動展開

3.1 戦前期の保勝会の設立の系譜

(1) 第一期：保勝会の胎動期[明治中後期]

1897年に制定された古社寺保存法は、史蹟・名勝については等閑視された。このような背景の中、内務省主導による古社寺保存会とは別に「民間の史蹟保存団体がうまれてくる」。

保勝会名	設立年	会則・趣意書など	事務所の所在地	備考
保勝会	1879	「斯ノ如キ勝地ノ類モ、一帯地一般社額ヲ不巧ニ保存セントスル、(日光山神社仏閣保存之儀御願)より」		1916年解散
京都保勝会	1881	「五畿及江丹二国ノ名勝古蹟ヲ永遠ニ保存スルヲ以テ目的トス」	大雲院内	岩倉具視による発案
白河保勝会	1901	「本会ハ白河二緑故ノ名勝古蹟ノ保存ヲ以テ必要ト認ムル同好ノ者ヲ以テ組織ス」	白河町字中町五十六番地	
龍田保勝会	1902	「帝國固有ノ全地ヲシテ保存改良スルハ亦々最も必要ノ事ト云フヘシ」(竜田ノ名勝ヲ保存改良スル建議書より)	龍田町役場	地域主導型
有馬保勝会	1902	「本会ハ有馬温泉場附近ノ名勝旧蹟を保存シ、且遊園を開キ博物館及俱樂部を建設シ人管ノ保養と保養を期スルを目的トス」		初代会長は九鬼隆一 1913年有馬町役場に引継ぎ
鳴門保勝会	1908	「遊覧者案内ノ一種もできて居らぬ、鳴門を公園とし公園道路を完成し同時に本会が生まれた。」		
信貴山保勝会	1909	「本会ハ八当山ノ本宮仏殿及内庫ノ大修理並ニ伽藍建物ノ保存、山林風致ノ改善ヲ加ヘ参詣道路ノ修築ヲ施シ、古刹ヲ維持スルヲ以テ主義トス」		
豊山長谷寺保	1911	「豊山長谷寺伽藍ノ荘嚴風致ノ保全」		

第一期に設立された保勝会の趣意書・会則など

(2) 第二期：保勝会の急増期[大正期]

大正期に入ると、府県における保護立法が制定され、また行政の財政援助も進み、指定に伴う土地権利者への補償規定や、指定地を破壊するへの罰則規定等において、史蹟名勝天然紀念物保存法の叩き台となる法案もみられる。明治末期になって、行政の上からの史蹟・名勝保存の動きをうけて、保勝会そのものの数が増え、規約が定められるなどして組織的にも整備された。この頃から保勝会は急増し始めた。

保勝会名	設立年	会則・趣意書など	事務所の所在地	備考
多武峰保勝会	1912	「歴史上有数の聖地絶倫ノ勝地ヲ保存シ、之レガ蹟ヲ遺ルルハ、報國尽忠ノ至誠ヲ興スル所以」		1883年発足の該山神社保存会から発展
吉野山保勝会	1913	「本会ハ吉野山麓ノ神社仏閣ノ保護シ、荒蕪セル吉野山麓ヲ始メ名所古蹟ノ修理経費シテ之ヲ永遠ニ保存スルニ共ニ、桜樹ノ増殖ヲ行キ山ノ風致ヲ完全セシムルヲ以テ目的トス」	財団法人	
筑波山附近霞ヶ浦沿岸保勝会	1916頃	「本会ハ帝都ニ近キ筑波山並ニ霞ヶ浦ノ勝地ヲ興修シ我國ノ天然公園シテ天下ニ紹介スルノ目的トス」	東京四谷区坂町七十五番地	主意として、「名勝旧蹟ヲ興修保存シ以テ鹿島、筑波両鉄道ノ早晚交通機関も得ルコトヲナシ、と述べている
箱根保勝会	1917頃	「史蹟勝地ニ富ミ其名所ニ興リ内外ノ人ノ来テ史蹟ヲ尋ネ勝地ニ遊ブ者年一年益々其多キヲ加フ、来遊者ノ指南、(箱根めぐり、大正5)より」		
滋賀県保勝会	1919頃	「本県に於ける天然紀念物保存ノ目的を以テ案地調査したる、(滋賀県天然紀念物調査報告、より)」	事務所を県庁に設置	大正13年、「滋賀県天然紀念物調査報告」に、調査を指導した三好孝が序文を寄せている
河内高安保勝会	1925頃	「本会ハ中南北高安村ニ於ケル史蹟名勝天然紀念物ノ調査及之レヲ保存シテ之ヲ永遠ニ保存スルヲ以テ目的トス」	神立玉祖神社新設宝物館控室	

第二期に設立された保勝会の趣意書・会則など

(3)第 期:保勝会の多様化期(昭和戦前期)

昭和に入ると、保勝会の活動は非常に多岐に涉るようになる。風景への関心の高まり、ナショナリズムの高揚、不況下における外貨獲得の動き、そして自然環境や都市計画の制度の整備など、さまざまな背景をもとに、「保勝事業」は非常に広範囲に涉るようになるのである。

この時期は、日本新八景の熱狂、国立公園運動の展開、それに伴う観光ブームの到来など、風景をめぐる世論は激動を迎える。その中で、保勝会の事業も非常に多岐にわたるようになる。「保勝区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた保勝会が、観光協会に改組し、観光招致事業や観光開発事業に特化していく例なども増加して増加していった。こういった状況に警鐘を鳴らしたのが、日本保勝協会でもあったのである。

	国立公園運動に関与した保勝会			観光に特化した保勝会		自然保護を主とする保勝会
保勝会名	大沼保勝会	奥多摩保勝会	飛騨高山保勝会	馬場保勝会	清水保勝会	大連山保勝会
設立年	1922年	1929年	1933年頃	1926年	1931年	1926年
会則 ほか特徴的な点	大沼公園が国立公園として指定されたのを前にして、大沼の風景を保護し保存することを目的として、大沼の発展を阻むことなく、大沼の発展を促すこととした。大沼公園の指定による「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。	広大な自然風景を確保し、その上、観光の発展を促すことを目的として、大沼公園の指定による「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。	国立公園指定にあたり、増加する観光客のための飛騨高山の観光開発を促進し、交通の整備を図ることを目的として、大沼公園の指定による「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。	1927年の日本新八景の熱狂のため、観光客の増加を促すことを目的として、大沼公園の指定による「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。	「本会」は「飛騨高山」の観光客の増加を促すことを目的として、大沼公園の指定による「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。	「本会」は「飛騨高山」の観光客の増加を促すことを目的として、大沼公園の指定による「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。
中心人物	林有造	林有造	代表者 柴田大平	幹事長	商工部所長 田島	田島
主要な事業	観光の発展を促すこととした。大沼の発展を促すこととした。大沼の発展を促すこととした。	観光の発展を促すこととした。大沼の発展を促すこととした。大沼の発展を促すこととした。	観光の発展を促すこととした。大沼の発展を促すこととした。大沼の発展を促すこととした。	観光の発展を促すこととした。大沼の発展を促すこととした。大沼の発展を促すこととした。	観光の発展を促すこととした。大沼の発展を促すこととした。大沼の発展を促すこととした。	観光の発展を促すこととした。大沼の発展を促すこととした。大沼の発展を促すこととした。
出典	「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。	「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。	「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。	「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。	「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。	「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。
その他の事項	昭和4年、大沼公園指定区域が指定された。昭和13年、国立公園指定区域が指定された。	昭和12年、本会が「飛騨高山」の観光客の増加を促すことを目的として、大沼公園の指定による「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。	昭和12年、本会が「飛騨高山」の観光客の増加を促すことを目的として、大沼公園の指定による「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。	昭和12年、本会が「飛騨高山」の観光客の増加を促すことを目的として、大沼公園の指定による「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。	昭和12年、本会が「飛騨高山」の観光客の増加を促すことを目的として、大沼公園の指定による「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。	昭和12年、本会が「飛騨高山」の観光客の増加を促すことを目的として、大沼公園の指定による「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。
その他	国立公園指定をめぐって奔走し、「日本新八景」の選定にも関係している。昭和13年、国立公園指定区域が指定された。	現在国立公園の候補地として指定された。昭和13年、国立公園指定区域が指定された。	昭和12年、本会が「飛騨高山」の観光客の増加を促すことを目的として、大沼公園の指定による「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。	昭和12年、本会が「飛騨高山」の観光客の増加を促すことを目的として、大沼公園の指定による「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。	昭和12年、本会が「飛騨高山」の観光客の増加を促すことを目的として、大沼公園の指定による「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。	昭和12年、本会が「飛騨高山」の観光客の増加を促すことを目的として、大沼公園の指定による「大沼公園指定区域」を定め、建築行為を規制する手法を独自に設定していた。

多様化をみせた第 期の保勝会

3.2 日本保勝協会の設立と繰り返された議論

1927年には、「数百の多きに達し如之是等の保勝団体の数は年々著しい増加率を示しているようである」とされた当時の保勝会(もしくは保勝団体)同士の連絡機能の必要性から、それらを「総合統一」し組織強化を図る目的で設立したのが、「日本保勝協会」である。1929年には150にものぼるといわれた保勝会ではあったが、同協会は機関誌『名勝の日本』において、その現状は「概して一般実績を挙げるもの少く、貧弱無気力なるもの多し」と苦言を呈している。

日本保勝協会は、自治体および住民が半官半民の保勝会を設立し、保存事業、都市計画および国立公園事務の三者を統合し、「開発」と「保存」を両立した「保勝」事業を行う必要性を説いた^{xii}。そして、各保勝会の「指導奨励に関する仕事をす



機関誌『名勝の日本』

る」機関として、日本保勝協会の位置づけをはかったのである。同協会は機関誌『名勝の日本』の社説において、「風景の利用と云ふことは必ずしも絶対に悪いことではない」としながら、「此処に注意せねばならぬことは風景其他を功利的目的によって保存し又は顕彰せんとするに際しての弊害に関してである」と述べている。ここに、保勝事業が「保存」と「開発」の両立を意味し、そのために住民と行政の協働による「風景政策」の実現を訴えた。またそれには、財政としての補償問題を解決する手段が必要であり、全国の保勝会の連絡の必要性を説くのである。

3.3 保勝事業と都市計画事業をめぐる議論

1920年代から30年代、主に公園行政や都市計画行政に携わる実務家、専門家たちにより、積極的に保勝論が展開された。それは、単なる名勝保存ではなく、風景を利用しながら保護する、という都市計画事業への保勝理念の必要性を説くものであった。

(1) 造園家上原敬二の主張

造園家上原敬二は、当時の保勝会に対して、「保勝会は決して地元」に於ける或種営業者の利益や売名の為めに存在せしめてはならない」と戒め、「未だかゝる保勝会の規定に関して進歩したる程度に進んで我等を首肯するに足らしめるものゝないのは遺憾である」とした。そして、著書『風景雑記』^{xvii}において、「風景利用、風致開発の真諦は」「最も新しく最も目新しき造園の近代的研究資料である。(中略)然らばその発展に資する現実の方法如何、私は保勝会の設立を措いて他にない」と断言しやう。」と述べ、住民によるまちづくり組織の重要性を指摘し、保勝会こそそれにふさわしいとした。

(2) 東京市公園課長井下清による保存事業への批判

1923年、東京市保健局公園課長に就任し、震災復興と公園の計画建設の実務に従事した井下清^{xviii}は、保存事業における調査研究の必要を十二分に認めた上で、当時の史蹟名勝天然記念物保存協会をはじめとした「調査研究サエ済メバ事タレリ」という風潮を根底から批判した。それに対し、「口舌の宣伝のみに没頭し保存の実務に貢献せぬ多くの保護事業の間にとって範をなしうるものである」として、調査研究のみならず、実際の保存事業としての東京市における実績を主張した^{xix}。その背景には、「関東大震災で江戸以来の遺産を失ってしまった東京を復興する事業を手がけた経験のある井下には、結局、公園地が一定のまとまりのある環境を保存できたという井下の実感があったのである。その際、公有化(公園化)のための用地買収の問題をあげ、保存事業にともなう補償問題を指摘している。

(3) 風致地区に根付いた保勝理念

内務省技師北村徳太郎は、「我国で初めて、風致地区の指定、運用に関する論点の整理に着手し」、1927年に発表した概論「風致地区二就イテ」^{xx}の中で、風致地区に保勝会を設立することを提案した。また、「保勝協会の事業と定款例」^{xxi}の「保勝協会の組織と事業」において、「単位を市、町、村、区単位とし、現時の状況では当局者を先達として更に之等を総合して各府県に一つの機関は望まじし、本来地方の特性問題で、中央機関の必要は認められないが相互の連絡協議と海外に対する用意としては、関係範囲の中央

機関は望ましい」として、各行政区への保勝会の設置を提言した。

彼の発想は、「保勝会の活動の多くが欠法的根拠を付与する点」、および「風致地区の実効性を高めるための市民の自覚を促す点」の二点から風致地区と保勝会を結びつけるものであった。これは、上述でみてきた都市計画の補償問題や、保勝事業への住民の参画、保存事業の批判に対する公園事業の可能性、いずれの論述とも呼応するものであり、この着想こそ、当時の保勝会の現状への批評や期待を総括するものであったとも言えるのである。

3.4 戦後の保勝会

(1) 木村英夫による保勝論の展開

1948年、内閣に観光事業審議会が設置され、風景資源の活用による外客誘致と観光収入による貿易外収入の増加をもくろんで、風景の利用は戦前にまして大きく叫ばれるようになった。しかし、観光偏重の見解が横溢する中で、保勝事業の必要性を主張したのが、戦前から一貫して内務省および建設省で都市計画行政に携わった木村英夫であった。

木村は「観光と保勝事業」^{xxx}という論述において、戦前の日本保勝協会の主張と呼応するような見解を述べている。戦禍を免れた自然景勝地や文化財を「絶対的の資本とする観光事業熱」が高揚してきたことは、「当然のことと云える」としながらも、目先の利益優先による観光開発事業によって「折角残されたところの、金銭では購うことの出来ない自然財や文化財も、兎角破壊され勝ちな現状」が議論されないことに対して批判を展開する^{xxx}。そして、「その根本は地元民の協力如何である」「之を阻止し得るものは世論より無い」と述べて、そのために「各観光地、景勝地に地元民の発意からなる、保勝事業の組織が樹立されることを望んで已まない」と唱えるのである。

木村はまた、「元来、観光事業の内、保勝事業は開発事業に先行すべきものなのだ。開発事業を進めるにしても、先ず、一定の保勝計画を樹てて、此の計画にマッチした開発を為すべきものなのだ」とし、1948年には鉄道沿線に於ける広告物の乱立が著しく風致を壊しつつあることが動機となり観光の面から保勝法の立案までを考えた参議院文化常任委員会において、保勝機関の法規についての説明を求められているが、結局現行の法により保勝対策はできるとの判断により保勝法の確立をみることはなかった。

戦後においても、「保勝」理念の重要性は決して見棄てられたわけではなく、むしろその重要性を増していたさえいえるのである。しかし、その理念を、目先の利益を追求した観光化の波が圧倒したのは、残念ながら明らかなのである。

(2) 戦後もうまれた保勝会

戦後には、戦時中に休止していた活動を再開した保勝会、また新たに設立された保勝会も少なくなかった。活動目的や事業はさらに多様化し、文化財保護、自然保護、観光事業に加えて、1960年代には古都保存の運動に関連した保勝会、1970年代には地域の身近な環境整備、保全活動や、町並み保全などを目的とした保勝会など、まちづくりの潮流が、「保勝会」という名を冠する団体にも見うけられるようになる。

4. 息づく保勝理念～事例分析より～

4.1 有馬保勝会

(1) 戦前期の有馬保勝会

戦前期の有馬保勝会は、第一期にあたる1902年6月、設立された。設立当初の会長は、わが国の美術行政をリードした九鬼隆一であった。保勝会設立の目的は「有馬温泉場附近の名勝旧跡を保存し且遊園を開き博物館及倶楽部を建設し以て人智の啓発と浴客の娯楽を図るを目的とす」^{xxx}とされた。豊富な財力をもっていた有馬保勝会であったが、1913年、有馬町役場に引き継いで会務を処理することとなる。1948年には有馬郡は神戸市と合併し、翌49年には有馬温泉観光協会が設立している。

(2) 住民による保勝理念の発見と継承

バブル経済後の旅行スタイルの変化や阪神大震災の被災など、大きな転機を経る中で、目先の営利に傾倒し、温泉街の組合員に与っての都合を優先しがちな観光協会の事業に限界を感じはじめ、まちの古いものを生かしたり、より広い「有馬」という地域の自然環境を守ったりしながら独自のまちづくりを行っていきべきだと考えるメンバーが協会内にも増えていった。彼らは地域の歴史の掘り起こしを始め、戦前の「保勝会」の存在にたどり着き、100年も前から、有馬温泉地域だけではなく、六甲山系の周辺都市を含めた地域の自然や文化をまもりながら、観光事業を展開しようとしていた地元の名士たちがいたことを知った。当時の保勝会が有していた理念、保勝会の趣旨こそが、有馬の今後のまちづくりにふさわしい、と考えるようになったのである。そして2003年5月、観光協会の一部のメンバーと、在住以外の会員による「NPO有馬保勝会」が生まれた。「保勝」という言葉に、住民自身が新たな生命を吹き込んだのである。

戦前の保勝会が観光を偏向するあまりにその性質を変え、観光協会に改組したものが少なくなかったことを考えると、保勝理念が、今日のまちづくりに通ずる豊かな理念を有していたということ、まさに有馬の事例が明らかにしているといえるのである。

4.2 嵐山保勝会

(1) 京都府の風致地区指定に果たした保勝会の役割

自治組織の強い京都においては、保勝会が多くうまれた。大きな役割を果たしたのが、「住民の理解・合意がとくに重要」^{xxx}である都市計画風致地区の指定、運用の際であった。「つとに嵐山保勝会、三尾保勝会、京都保勝会など各地元において風光名勝の保存に最も有意義な事業をなし精神的および経済的にめざましい成績を挙げつつあり」^{xxx}、「風致地区の指定は全くかかる先駆的の事業を宣伝し後援する意味に外ならぬものであり、今後は益々各保勝会と連絡協力していかなばならぬ、とまで評されるほどであった。その中でも代表的存在であるのが、1934年(第一期)に設立された嵐山保勝会^{xxx}である。

(2) 嵐山保勝会の活動の展開と継承

嵐山保勝会の発足は、大正8(1919)年の台風による災害の際、旅館業者たちが「名勝地を守ろう」と結束したのが発端であった。

嵐山保勝会はその設立時から、「景勝区域」を定め、「建築物、工作物又は土地に関する工事、竹木土石類の採取等に関する相談、

手続、指導、や「風致維持並土地の開発に関し府市の諮問に応じ又は建議、を行うなど、積極的に保勝事業を行っている。

最初期は会長が地元関連企業の社長を務めることも多かったが、次第に地元住民が会長を務めることが多くなり、第7代目会長古川氏からは会長の任はすべて地元住民の手に委ねられるようになった。大正8年の災害のときに父を手伝って植林に携わった氏が、「自分の仕事」として約40年間に及び保勝会の事業に取り組み始めたのは、やはり台風が嵐山地域に壊滅的被害をもたらした昭和28年であった。1987年以降、嵐山がタレントショップの乱立に悩まされた際にも、保勝会のリーダーたちは市風致地区条例を武器に、タレント店に対し厳しい指導、助言をしてまわった。

嵐山保勝会は、自然災害や経済・社会情勢の大きな変化を経つつも、あくまで任意団体でありながらも、70余年にわたって継続的に活動を行うことで、行政側にとっても、まちづくりの重要なパートナーとして認識されている。「自分たちのまちの風景は自分たちのもの」であり、「自分たちでまもり育てるもの」だ、という自負とそれを体現している実践が、行政との関係に相乗効果を生み出した。とくに、世代ごとに現状に風穴を開けていったリーダーたちの存在を見逃すことはできない。

4.3 大連華山保勝会

1928年設立した大連華山保勝会は、「創立よりその時代に対応した「保護」と「開発」を調和させながら会の活動を図り今日に至っている」^{xv}。「保護と開発という矛盾する両面を兼ね備えている」会則は、「この60年間ぜんぜん変わっていないのである。変える必要がなかったともいえる」と記している。設立時の保勝理念が今日的な意義を有していたことを、活動を通じて見出しているのである。

5. まとめ

5.1 本研究から得られた知見

大正期以降戦前期をピークとして各地に設立した保勝会は、風景をめぐる大きな世論の動きとともに、活動を多様化し、「保勝」理念は喪失されていったものもあった。昭和初期には、そういった保勝会の状況に不満を示し、保勝理念を都市計画事業の中に根付かせるべきであるという議論が盛んになった。長い活動の中で地域に根付き、今日まで活動を続けるものの中には、まちづくり、風景づくりの民間の担い手として、行政と住民をつなぐ上でも重要な役割を果たすようになってきているものもある。継続された活動の中で、その事業や目的は「まもるべき風景」をとらえる風景観とともに多様化してゆけど、保勝会の活動の底流にある「保勝理念」は、かたちを変えながらも維持されている。

その背景には、風景に対する関心の高さ、世論の動きがあったことを見逃してはならない。風景は住民自身のものであり、みずからまもり育てるべきものであるという意識があってこそ、このような活動や理念も生まれ得たのである。そして、保勝会の活動の中で見出された保勝理念は、まちづくりにとって重要な理念として再発見され、その意義が見出されているといえるのである。

5.2 本研究が残した課題

本研究は、保勝会という限られた切り口で風景づくり活動の実践を論じた。しかし、このことにより明らかになるものは、わが国における風景づくりの歴史的展開の一部である。都市美運動、戦後盛んになったトラスト運動など、大きな風景をまもり育てる運動の歴史の中で、保勝会の活動の歴史的展開はどのように位置づけられるのか、明らかにする必要がある。また、世界的にもドイツのハイマートシュツツやイギリスのナショナルトラスト運動など、同時代に郷土風景の発見、保存運動が展開されている。これらとの相互的な位置づけ、共通点や相違点を明らかにすることで、わが国における保勝会の活動はより明確な位置づけを得ることができるだろう。

ⁱ 「保勝会」という名称は、「～保勝会」、「～保存会」、「～顕勝会」などという、当時さかんに設立された名勝保存団体の総称、一般名称として用いられたものであり、本論でも総称としてこれを用いることにする。

ⁱⁱ 中島直人(2003),「用語「風致協会」の生成とその伝播に関する研究」,日本都市計画学会

ⁱⁱⁱ 中島直人(2000),「善福寺風致協会の活動の変遷についての研究」,『都市計画論文集』,Vol.35,pp.37-42,日本都市計画学会

^{iv} 高木博志(1991),「史蹟・名勝の成立」,『日本史研究』,No.351,pp.63-88など

^v 田中正大(1981),「日本の自然公園 自然保護と風景保護」,相模書房

^{vi} 白幡洋三郎(1992),「日本八景の誕生 昭和初期の日本人の風景観」,『環境イメージ論 人間環境の重層的府警』,弘文堂

^{vii} 赤坂信「昭和初期における名勝保護と公園事業をめぐる論議」(2000『月刊文化財』)

^{viii} 石上甲子郎(1948),「国立公園と観光事業」,『新都市』,Vol.2,No.11,pp.14-16,都市計画協会

^{ix} 例えば、鳥羽市観光協会(1980)『鳥羽の観光50年』には、当時のことを知る関係者による、「毎日毎晩、はがき集めと、金集め」、「もうこのへんでよかろうと思っていると、後から他の町が、すくおい越してくる」、「八景がもてで」、「しかたのう保勝会ができた」という談話が掲載されている。

^x 西村幸夫(1984),「建造物の保存に至る明治前期の文化財保護行政の展開 「歴史的裂鏡」概念の生成史 その1」,『日本建築学会論文報告集』,No.340,pp.101-110)

^{xi} 永嶋正信(1978),「国庫ノ補助ヲ仰キ日光山ヲ公園ト為スノ請願」と保勝会について」,『国立公園』,No.344,pp.8-13

永嶋は、同論文において、「日光ナショナルトラストともいえるものそれが保勝会であった」と述べている。

^{xii} 檜原愁乃介(1929),「保勝随感雑纂」,『名勝の日本』,Vol.2(5),pp.27-33

^{xiii} この指摘は、非常に示唆的であったが、都市計画行政と文化財保護行政はその接点を見出そうとしないまま、戦後1990年代の建設省による「文化政策大綱」の宣言まで、60年もの年月を要してしまうのである。

^{xiv} 上原敬二(1925),『風景雑誌』

^{xv} 井下清(1927),「史蹟保存の実際化」,『史蹟名勝天然紀念物』,Vol.2,pp.95-104

^{xvi} 井下清(1932),「實際問題としての保存事業について」,『史蹟名勝天然紀念物』,Vol.7,pp.930-941

^{xvii} 北村徳太郎(1927),「都市ノ風致二就イテ 其ノ一「風致地区二就イテ」

^{xviii} 北村徳太郎(1930),「保勝協会の事業と定款列」,『都市公論』,Vol.13(5)

^{xix} 木村英夫(1948),「観光と保勝事業」,『新都市』,Vol.2, No.11,pp.12-13

^{xx} 木村は、当時東京で浮上していた外濠埋立問題を例にとり、「之を埋立てれば、(中略)成る程一石二鳥の名案であるかも知れないが、目先の利害から、国際観光基地東京の都市美の上に、一役も二役も買って居る外濠を埋立てて仕舞えば、もう二度と容易にあの美観は造成し得られるものではない」と警鐘を鳴らしているのである。それは自然美をもつ景勝地においても同じことだ、と木村は述べる。

^{xxi} (1915),『撰北温泉誌 附三田 伊丹 池田 名勝』

^{xxii} 京都市経済局(1980),「京都における工業的市街地の計画に関する調査研究報告書(その)」,pp.19-20

^{xxiii} 京都府土木部(1934),『風致地区について』

^{xxiv} 嵐山保勝会(1936),『観光の嵐山』

^{xxv} 大連華山保勝会(1998),『70年のあゆみ大連華山保勝会』